広島県告示第千六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によって、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和八年十一月五日

広島県知事　横　田　美　香

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

広島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的

水源の涵養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

⑴　主伐に係る伐採種は、定めない。

⑵　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

⑶　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福山市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的

水源の涵養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

⑴　主伐に係る伐採種は、定めない。

⑵　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

⑶　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）